平成２２年（フ）第９４６３号
大阪府茨木市中穂積３丁目16番17―209号
債務者　白神　和佳
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００１号
大阪府枚方市東香里新町４番44号
債務者　藤田　美幸
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８２号
大阪府交野市星田４丁目15番５―504号
債務者　船津　一弘
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１８号
大阪府四條畷市岡山東２―２―33　サンビレッジ忍ヶ丘Ｂ―202、住民票上の住所大阪府摂津市新在家１丁目７番５―102号
債務者　甲斐　重利
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１９号
大阪市鶴見区緑１丁目16番27号　402
債務者　森　千鶴子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２２号
大阪府茨木市東太田４丁目６番27―101号
債務者　仙頭小百合
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２６号
大阪市浪速区敷津東３丁目５番10―809号
債務者　桒　　正視
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３６号
大阪市平野区長吉長原東１丁目８番５―211号、前住所大阪市平野区長吉長原２丁目11番５号
債務者　藤田　勝義
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７２号
大阪府東大阪市楠根２丁目11番４号　オリエンタル楠根307号
債務者　加納　加澄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７８号
大阪市鶴見区諸口３丁目２番３―706号
債務者　立溝　富久
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８９号
大阪府茨木市西中条町３番41号
債務者　割石　澄子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０３号
大阪府門真市宮野町14―１　ヴィラナリー310号室、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西２丁目８番14―902号
債務者　野田　耕平
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０９号
大阪府豊中市豊南町南６丁目４番10号
債務者　岩尾健士郎
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５５号
大阪市淀川区新北野３丁目17番21号　巽ハイツ302号
債務者　伊藤　克彦
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７５号
大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ37―104号
債務者　竪山　友見
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０７号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番24号　メゾンアベノ16号
債務者　森本ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５３号
大阪府門真市幸福町12―６、住民票上の住所大阪府守口市藤田町１丁目22番10号
債務者　速水　千春
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部